

鳥取県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
郡家鹿野気高線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から同町船岡字下モ向田245-2地先まで	平成25年3月10日
河原インター線	八頭郡八頭町西御門字隅ノ内270-1地先から同町船岡字狐塚下分1861地先まで	